8月は道路ふれあい月間です

誰もが安心して利用できる道路にしましょう

【担当課】 道路管理課 ☎03 - 5654 - 8381

道路は皆さんの大切な公共財産です。安全で通行しやすい道路環境を守るために、ご協力をお願いします。



の設置



▶商品のはみ出し ▶荷物の放置

また、災害時に避難路をふさぎ、消防車・救急車などの通行の妨げになります。



▶自転車の放置 ▶プランターや植木鉢の設置

看板や商品などで道がふさがれてしまうと、特に高齢の方や障害のある方にとって危険です。



のぼり旗の設置

のぼり旗を道路上やガードパイプに 取り付けると、自転車やオートバイな どの視界をさえぎり、衝突など交通事 故の原因になります。

■商店街での巡回指導■■■

商店街で道路上に看板や商品などを置いている店舗に対しては、区 と警察が合同で定期的に巡回指導しています。



道路占用許可■

道路の上空に看板・日よけを設置する場合や、足場などを道路上に設 置する場合は、事前に許可を受ける必要があります。設置を予定して いる方は道路管理課へお問い合わせください。なお、物件によっては 許可を受けられない場合があります。

道路の段差解消し

道路と敷地の段差を解消するために、足場になるブロックなどを道 路に置くことはできません。段差を解消するためには自費工事承認申 請をして、切り下げ工事をする必要があります。切り下げ工事を予定 している方は道路管理課へお問い合わせください。なお、工事の内容や 周辺道路の状況によっては承認を受けられない場合があります。

高齢の方や障害のある方へ 紙おむつなどを支給・補助します

紙おむつの支給 / 対象を拡大しました

申請後、支給決定者に郵送するパンフレットの中から、希望の おむつなどを選んで注文してください。

【対象】 区内在住で常時失禁状態にあり、次のいずれかに該当す る方

- ①本人および同居する世帯全員の住民税が非課税で要介護度が 2 以上の方(40~64歳で特定疾病により認定を受けている方を含 む) 拡大
- ②本人および同居する世帯全員の住民税が非課税の65歳以上で、 身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方 拡大
- ③本人および同居する世帯全員の住民税が非課税の65歳以上で、 脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方 拡大
- ④ 3~64歳で身体障害者手帳 1 · 2級または愛の手帳 1 · 2度を お持ちの方(所得制限あり)
- ⑤3~64歳で脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方(所得制限あり)

おむつ使用料の一部補助

【対象】

紙おむつの支給対象者で、入院などにより区が支給する紙おむつ を使用できない方(要介護度により補助額が異なります)

8月はおむつ使用料の請求月のため、補助を受けている方は、 8月20日休までに請求してください。

- いずれも

申請月分から支給または補助します。さかのぼって適用するこ とはできません。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。 【申請書配布・申請・担当課】

▶①~③に該当する方

高齢者支援課(区役所 2 階201番) ☎03 - 5654 - 8259

▶4・⑤に該当する方

障害福祉課(区役所 2 階201番) **2**03 - 5654 - 8301

みんなでいっしょに'



東京都では太陽光や風力などの自然を活用した電気をお 得に利用できるキャンペーンを実施しています。多くの 方が参加するほど、電気代がお得になります。

参加登録をしても、契約切り替えの義務はありません。

●キャンペーンの流れ●

- ①9月30日(水)までに専用ウェブサイトから参加登 録してください。
- ②10月上旬以降に料金メニューの見積もりが届きま
- ③11月3日(火・祝)までに契約を切り替えるか検討 してください。

詳しくは、みんなでいっしょに自然の電気ホームペー ジをご覧ください。

みい電

検索

【問い合わせ】

みんなでいっしょに自然の電気

キャンペーン事務局

20120 - 267 - 100

携帯電話からかける場合

20570 - 058 - 100

いずれも月~金曜日(祝日除く) 午前10時~午後6時 【担当課】 環境課

